

横須賀市監査委員公表

令和7年第6号

包括外部監査の結果報告に係る措置の公表について

令和7年4月1日付け横須賀市監査委員公表令和7年第2号をもって公表した包括外部監査の結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により次のとおり公表します。

令和7年8月12日

横須賀市監査委員	鷹野	加裕子
同	井上	東
同	南	まさみ
同	加藤	ゆうすけ

[環境部（廃棄物対策課）]

No16 小動物死体処理事業

結果1 「愛玩動物の火葬（返骨、収集を含む）に係る手数料の未納状況」

当事業では愛玩動物の火葬等も実施している。愛玩動物の火葬等については申込みを受け、火葬等を実施した後、月末に1ヶ月分を取りまとめ、翌月、申込者に対して手数料の納付書を送付し、申込者が納付することで、市は手数料を収入している。当事業の手数料の納入状況は図表5-4-16-6のとおりであり、令和5年度（2023年度）においては年度末時点の調定済み未納累計額が1,887千円であり、不納欠損処理を行った金額が259千円ある。また、未納件数割合が6.1%、未納額割合が6.4%であり高い状況である。

当事業における愛玩動物の火葬等は、利用者が手数料を負担することで受けることができるサービスである。そのため、未納者がいると、納入者と未納者の間で公平性の観点から課題が生じる。また市では、未納者に対して、直接訪問したり、再度納付書を送付したりと滞納対策を行っている。これらの対策に係る人件費や郵送費等も未納者に対して追加で必要になる経費であり、経済性の観点からも課題である。

現在は、火葬等の翌月に納付書を送付する運用になっているが、火葬等の受付時に収入する方策とするべきである。具体的には、職員等の人々が現金を取り扱う場合、委託の仕様に組み込み業者に委託するか、市の専属職員を配置することなどが考えられる。一方、人が現金を取り扱わない場合、火葬施設や市役所に券売機を設置し、火葬チケットを購入した人にサービス提供することなどが考えられる。

措置の内容

チケット制を含めた前納制を検討していく。

No18 浄化槽清掃事業

結果2 「浄化槽台帳の整備」

令和2年（2020年）4月の浄化槽法改正で、各都道府県知事、横須賀市等保健所設置市又は特別区の長が、浄化槽の種類や管理者情報、設置状況、清掃・点検・検査の状況等を記載した浄化槽台帳を作成することが規定された。浄化槽台帳は浄化槽の設置や管理状況を把握する上で欠かせないものであり、清掃等の実施率や法定検査受検率の基礎データとなるもので、横須賀市の生

活排水処理対策を適切に実施する上で不可欠なものである。浄化槽付き物件の建売等で浄化槽設置当時の管理者と現在の利用者（管理者）が異なり、現在の管理者を把握できていないケースや、下水道の更なる普及や利用者の死亡・転居等で既に浄化槽が除却済であったり、長期間使用されていなかったりするケースなどが相当数あるため、浄化槽台帳が浄化槽の設置・利用状況を適切に反映しているか、確かめることが重要である。横須賀市では、清掃や請求等の実績入力その他、市街化区域であるにも関わらず浄化槽台帳に残っている等、浄化槽の現存に疑義が生じた場合に浄化槽を調査し、必要な場合台帳からの職権削除を行うこと等で浄化槽台帳の整備を行っているが、未清掃・未検査先の戸別調査を行い、浄化槽の設置・利用状況が適切に台帳に反映されているかを確認する等の浄化槽台帳の精査は行っていない。所管課は、精査を行うことが難しい理由について、単独で浄化槽の精査を行うには十分な時間の確保が難しいと主張している。

適切な浄化槽台帳が整備運用されないと、受検率等向上や災害時の対応等様々な生活排水処理対策に活用することが難しくなる。

浄化槽台帳が横須賀市の浄化槽設置状況を正確に反映するものか、県、関係機関と連携し、浄化槽台帳内容の精査を行うべきである。なお他地方公共団体では、長期未清掃・未検査先への戸別調査や下水道台帳と浄化槽台帳の突合せ、「建売等で浄化槽設置当時の管理者と現在の利用者が異なり、現在の管理者を把握できていないケース」について、登記簿事項証明書を用いた調査を行うことで現管理者を特定し、ダイレクトメール発送や訪問を実施している事例がある。

措置の内容

すでに行っている浄化槽の現存に疑義が生じた場合の調査に加え、長期未清掃や法定検査未受検者の訪問調査、下水道接続の確認を行い、浄化槽台帳内容の精査を進めていく。